

質問書に対する回答3

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告（説明書）	<p>入札公告（説明書）にある「技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。」の表の中で技術評価点（満点）が+C15100点となっていますが、共通事項（100点）と技術提案（10点+5点+35点=50点）を加えた合計点数は150点となります。評価点は合計点数×100点/150点で算出すると考えてよろしいか。</p>	<p>入札公告（説明書）に誤りがありました。本件については入札公告（説明書）を訂正いたします。</p>
2	特記仕様書	<p>現在公告中の別案件の特記仕様書にPC床版の継手構造に関する特許料が記載されています。 本工事に関しましても同様の工法が用いられるかとも思うのですが特記仕様書に特許料の記載がございません。 今回工事は特許料は発生しないのでしょうか？</p>	<p>本工事は仕様の変更を伴う技術提案を認めており、継手構造についても技術提案に応じて変更となる可能性があるため、特定の工法を指定しておりません。 特許料が発生する工法を採用される場合は参考見積書及び入札額に計上願います。 共通入札公告（別紙）2-5及び2-6に記載のとおり本工事では単価協議時に訂正参考見積書の内容に対応した特記仕様書（案）作成していただき、その内容を反映したものを最終的な特記仕様書とするため、特許料に関する記載が必要な場合は上記特記仕様書（案）に反映願います。</p>